

規制の事前評価書（簡素化 A）

法令案の名称：電波法及び放送法の一部を改正する法律案

規制の名称：重要無線通信に係る電波の伝搬障害防止区域の指定可能範囲の拡大

規制の区分：☐新設 ☒拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：総務省総合通信基盤局電波部電波政策課

評価実施時期：令和7年2月

- ★ 本様式を利用するに当たり、下記表に掲げる i 又は ii のいずれの要件に該当するか、番号を記載してください。また、当該要件を満たしていると判断される理由を記載してください。

(該当要件)

i

(該当理由)

- 規制の対象となる事業者数は予測することは困難であるが、仮に過去3年間の間に港湾法に基づいて運転を開始した47基の洋上風力発電のすべてが水上の重要無線通信の確保が必要な伝搬障害防止区域に該当し、届出が必要であったとしても、遵守費用と行政費用の合計が10億円以上となることは到底見込めない。また、個々の規制対象者の遵守費用は、届出に要する費用となり、3,072～4,608円程度であり、1万円未満と見込まれる。

表：規制の事前評価書（簡素化）の適用要件

NO	該当要件
i	規制の新設・拡充措置であって、負担の合計が年間10億円未満、かつ、個々の規制対象者の遵守費用が1回当たり1万円未満と推計※されるもの(様式2—①) ※ 設備投資に関しては、一定の設備投資を伴う規制の場合は、初年度を中心とした設備投資額の総額を対象とする。また、初期の設備投資を必要としない規制の場合は、10年間程度の設備の維持管理費用の総額を目安とする。
ii	規制の緩和・廃止措置であって、負担の合計が年間10億円未満と推計されるもの(様式2—①)

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

- ・ 洋上風力発電施設等が増加していることを踏まえ、電波の有効利用を促進する観点から、伝搬障害防止区域（重要無線通信の確保を図るため高層建築物等について総務大臣が電波の伝搬障害を防止するための措置を講じ得る区域）として指定可能な区域に、水上を追加する。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

- ・ 電波法では、重要無線通信の電波伝搬路における電波の伝搬障害を防止して、重要無線通信の確保を図るため必要があるときは、当該電波伝搬路の地上投影面に沿い、その中心線と認められる線の両側それぞれ 100 メートル以内の区域を伝搬障害防止区域として指定することができる。
- ・ 指定された伝搬障害防止区域において高層建築物等の新築等をしようとする建築主は、施工に着手する前に総務大臣に届出を行わなければならないが、総務大臣が当該届出に係る事項を検討した結果、重要無線通信の伝搬障害の生ずる原因となると認めるときは、建築主による工事が最大 2 年間制限され、建築主と重要無線通信の免許人との協議等を経て、電波伝搬路の変更や工事計画の変更等の必要な措置を講じることとなる。
- ・ 現行制度は昭和 39 年に創設されたものであり、当時の技術動向等に照らして、電波の伝搬障害を生ずる原因となり得る工作物がもっぱら地上で建築されることが念頭に置かれていた。ところが、近年、洋上風力発電の建築が進み、水上での工作物の建築により電波の伝搬障害が生じるおそれが高まっており、このような事態に対処して水上における重要無線通信の確保を図る必要がある。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

- ・ 伝搬障害防止の区域の指定を「水上」においても可能とし、伝搬障害防止区域内において、水面からの高さが 31 メートルをこえる工作物の新築等を行う際は総務大臣に届け出なければならないこととする。

2 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

- ・ 水上における工作物による通信の突然の遮断を回避し、電気通信の確保、人命・財産の保護や治安の維持等のように供する重要無線通信を確保することができる。
- ・ 本規制の拡充により水上における重要無線通信に対して未然に防ぐことのできた電波伝搬障害の件数や影響の規模を定量的に把握することは困難であるが、指定した伝搬障害防止区域の数や当該区域内における高層建築物等の届出の件数、実際に工事が一定期間制限された件数などにより実態を把握することとする。

3 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

（届出に要する費用について）

- ・ 届出書記入等に要する時間は 30～60 分程度と見込まれるため、全体の所要時間は 1 時間～1 時間半程度と想定される。これに、時給単価 3,072 円（※）を乗じると、1 件当たりの届出に要する費用は 3,072～4,608 円程度と想定される。

※ （令和 5 年分民間給与実態統計調査（国税庁）における令和 5 年分の平均給与額（正規、年間））5,303,000

円÷（労働統計要覧（厚生労働省）の年間総労働時間（実労働時間数）事業所規模 30 人以上）1,726 時間（令和 5 年）≒3,072 円

- ・ 水上の伝搬障害防止区域内における工作物の建築の見込がつかないため、規制の対象と事業者数は予測することが困難であるが、事後評価書を作成するまでには、全体届出数を把握し定量化することとする。なお、「水上」で建築等される工作物として主に想定されている洋上風力発電は、過去 3 年間の間に港湾法に基づき 47 基が運転を開始しており、仮にこれらすべてが水上の重要無線通信の確保が必要な伝搬障害防止区域に該当し、届出が必要であったとしても、全体の費用は最大で 22 万円程度となり、大きな遵守費用を要することは、現時点では想定されない。

<行政費用>

- ・ 今般の改正は、伝搬障害防止の区域の指定を「水上」においても可能とするものであり、現在の「地上」における区域指定等の手続に加えて要する情報通信システム等はなく、事務コストの大幅な増加も見込まれない。

（新たな伝搬障害防止区域の指定について）

- ・ 指定願の受理、確認、技術審査等に担当者 1 名で、2 時間の作業を想定している。これに時給単価 1,491 円（※）を乗じると一件当たりの指定に要する費用は 2,982 円程度と想定される。仮に過去 3 年間の間に港湾法に基づいて運転を開始した 47 基の洋上風力発電のすべてが水上の重要無線通信の確保が必要な伝搬障害防止区域に該当し、届出が必要であったとしても全体で約 14 万円となり、大きな行政費用を要することは、現時点では想定されない。

（指定した伝搬障害防止区域の窓口やインターネットでの縦関について）

- ・ 相談対応、確認対応等に担当者 1 名で、1 時間の作業を想定している。これに時給単価 1,491 円（※）を乗じると一件当たりの指定に要する費用は 1,491 円程度と想定される。仮に過去 3 年間の間に港湾法に基づいて運転を開始した 47 基の洋上風力発電のすべてが水上の重要無線通信の確保が必要な伝搬障害防止区域に該当し、届出が必要であったとしても全体で約 7 万円となり、大きな行政費用を要することは、現時点では想定されない。

（届出の受理について）

- ・ 届出の受理、確認、技術審査等に担当者 1 名で、2 時間の作業を想定している。これに時給単価 1,491 円（※）を乗じると一件当たりの指定に要する費用は 2,982 円程度と想定される。仮に過去 3 年間の間に港湾法に基づいて運転を開始した 47 基の洋上風力発電のすべてが水上の重要無線通信の確保が必要な伝搬障害防止区域に該当し、届出が必要であったとしても全体で約 14 万円となり、大きな行政費用を要することは、現時点では想定されない。

※ 令和 5 年国家公務員給与等実態調査より、行政職俸給表(一) 2 級職員の平均俸給額 231,049 円より、1 時間当たりの平均俸給額は $231,049[\text{円/月}] \div (7.75 \text{ 時間} \times 5 \text{ 日} \times 4 \text{ 週間}) \approx 1,491[\text{円/時間}]$

4 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

<主な意見内容と今後調整を要する論点>

- ・ 総務省の有識者会議において「水上の構造物等による重要無線通信の突然の遮断を防ぐため、地上と水上の財産権の違いや、再エネ海域利用法、港湾法、自治体の条例等による海域の占有許可に関する既存制度の状況

等を踏まえつつ、必要な制度整備を検討することが適当」とされた。

- ・地方公共団体、民間事業者などの関係者からは、水上の重要無線通信の遮断による影響は大きく、遮断を防ぐ仕組みを期待する旨の意見があがっている。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会（令和5年11月～令和6年8月）

＜関連する会合の議事録の公表＞

- ・以下総務省 HP において公表済み。
- ・デジタルビジネス拡大に向けた電波政策懇談会：

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/digital_business/index.html

5 事後評価の実施時期

【新設・拡充】

- ・本改正の施行状況を踏まえ、法案が成立した場合における施行後3年を目途として事後評価を実施し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。